

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局(春日井市)で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車 廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

家屋調査にご協力を

令和5年1月2日以降に完成(新築・増築)した家屋については、令和6年度から固定資産税が課税されるため、対象の方に家屋調査の依頼書を順次発送しています。

これは、建物(居宅・車庫・物置等)の構造や使用されている資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査は、家の中に入らせていただき、建築確認や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきます。ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

☎95-1113



ある日の午後、
お茶飲み友だちと楽しいお喋り

ハモーン博士解説



アンコンシヤス・バイアス子育て編

この前、娘と孫の子育てでちょっと揉めたんだわね。お母さん!それは『アンコン!』って叱られたわ。

何?『アンコン!』って。

『アンコン!』は、古い思い込みのことだって。子育ての内容は、昔とは変わってきているから、余計なことはいらないっていわれたわ。

子守して文句いわれたら、割に合わんよねえ。

良かれと思ってやったのに、令和の子育てはそんなんじゃない、だって。

それは、私も義母のやり方と違って嫌な思いをしたねえ。

確かにね。実母にはいいやすいけど、義母にはいいにくいらしいよ。

あらっ、それは今も昔も変わらんねえ。

「偏ったモノの見方」「無意識の思い込み」を「アンコンシヤス・バイアス」というんじゃ。自分の当たり前は、誰かの当たり前ではない。特に、子育ての内容なんかは、昔とは変わってきていることが多いようじゃ。常に新しい情報にあわせ知識をアップデートすること、数ある情報の中で相手の望む意見に耳を傾けることは、情報があふれる社会で、円滑な人間関係を築く必須事項じゃ。それは親子や夫婦でも同じこと。大変な世の中になってきたなあ。

問合せ先 大口町NPO登録団体ハモーン ☎95-11691